

## 市民税・県民税の申告が必要な人

- ① 事業（農業・営業など）・不動産（地代・家賃）などの所得がある人
- ② 給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書の提出がない人、給与を2か所以上から受けた人、給与以外の所得がある人
- ③ 雑所得（個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材センターからの報酬など）や一時所得（当選金、生命保険の満期金など）がある人
- ④ 公共事業（土地収用）などのために土地を譲渡した人
- ⑤ 収入が無く（収入が障害年金・遺族年金など非課税所得のみの人を含む）、税法上の扶養になっていない人
- ⑥ 税法上の扶養になっている人のうち、扶養主が本市以外に住んでいる人



## 申告に必要なもの ～申告会場に行く前にチェックしましょう～

- マイナンバーカード ※通知カードの場合は身分証明書（運転免許証、保険証など）を要持参
- 給与、退職金、公的年金などの源泉徴収票（原本）※給与所得者・年金所得者
- 収支内訳書（収入と支出の分かる帳簿、領収書）※事業所得（農業、営業など）・不動産所得者
- 所得控除の証明書（医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料の支払証明書など）
- 還付金の振込先（金融機関、支店、種別、口座番号）が分かるもの（本人名義の口座に限る）※還付申告の人のみ
- 税務署からのお知らせはがき ※届いた人のみ
- 利用者識別番号が分かる書類 ※取得手続きが済んでいる人

## 申告に関連するお知らせ

### 税法上で扶養されている人へ

税法上で扶養されている人でも非課税証明書を発行できますが、所得額の記載の無い証明書になります。**所得額が記載された証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。**  
【問】 収税課（本庁2階） ☎ 24-2316

### 市の会場で受けられない申告について

市が設置する会場では、譲渡所得などにかかる申告に加え、先物取引や仮想通貨、雑損控除や外国税額控除にかかる申告は受けることができないため、下館税務署での申告をお願いします。  
詳しくは、裏表紙をご覧ください。

### 自立支援医療制度を申請している人へ

自立支援医療制度を申請している人は、自己負担上限月額決定のため、申請者と同一世帯で同じ保険制度を利用している人の市民税・県民税の申告が必要です。  
【問】 障がい福祉課（本庁1階） ☎ 24-2105

### マイナンバーカードの申請窓口

マイナンバーカードの申請を受け付けています。  
▶申請窓口＝市民課、各支所、川島出張所  
▶受付日時＝午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）  
木曜日は午後7時まで（本庁のみ）  
【問】 市民課（本庁1階） ☎ 24-2101

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入の世帯へ

保険税（料）の軽減制度や医療費の自己負担限度額（月額）の所得区分を判定するため、収入が0円でも市民税・県民税申告が必要です。  
※市内在住の被扶養者は除く。【問】 医療保険課（本庁1階） ☎ 24-2103



# 令和5年度（令和4年分） 所得税・市民税・県民税の申告

【問】 市民税課（本庁2階） ☎ 24-2113

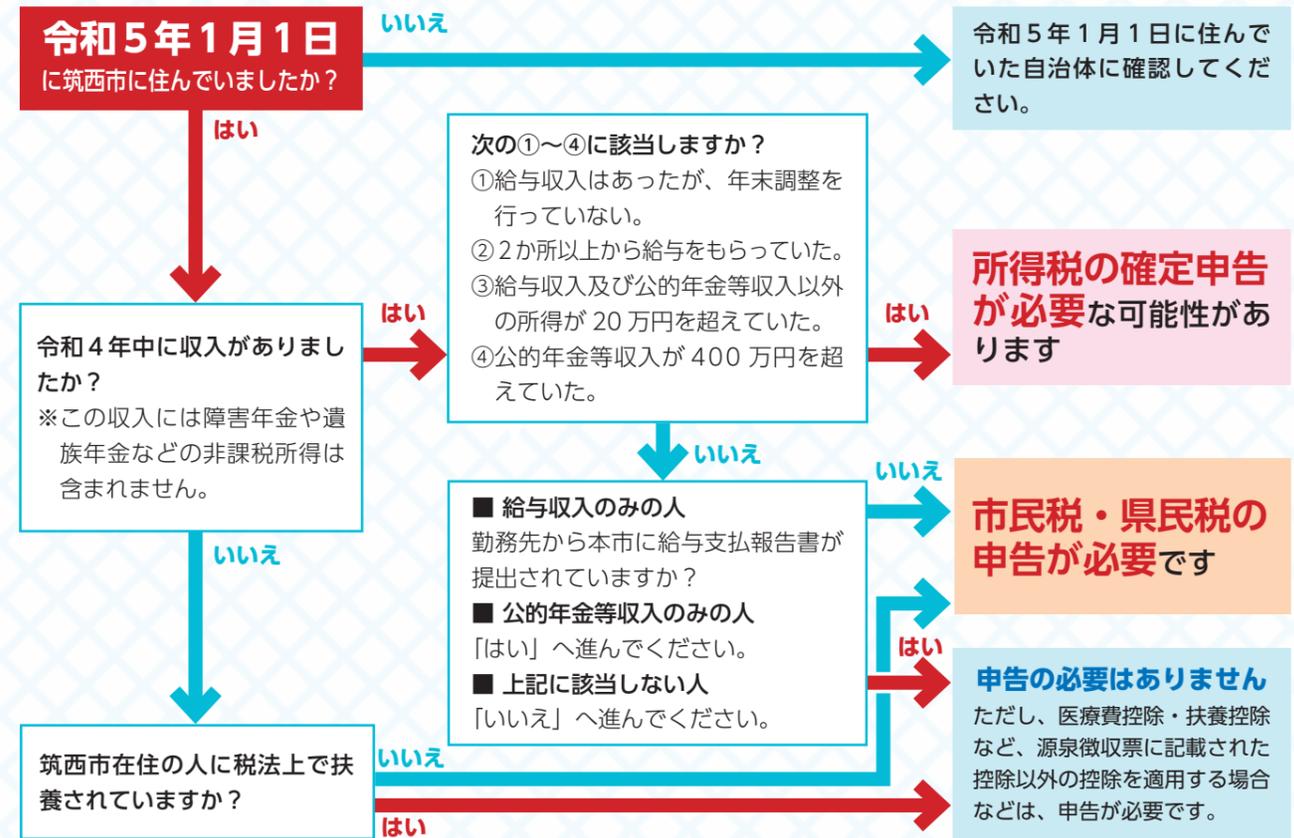
申告期間

**2月7日(火)～3月15日(水)**  
※土曜・日曜、祝日を除く

会場時間

裏表紙を確認してください

## 申告フローチャート ～申告が必要かどうか確認してみましょう～



## 所得税の確定申告をする人へ

### 利用者識別番号が必要です

利用者識別番号とは、確定申告データを市から税務署に引き継ぐために必要な16桁の番号です。

- 番号を取得済みの人  
番号が分かる書類を持参してください。
- 番号を取得していない人  
申告会場での職員が代行して取得します。時間に余裕を持って会場にお越しください。

簡単  
便利

スマホ申告をご利用ください



自宅から24時間いつでも確定申告書を作成、提出できるスマホ申告をご利用ください。今回からスマートフォンでも決算書や収支内訳書が作成できるようになりました。作成方法など、詳しくはホームページをご覧ください。